

**3月26日(日)・4月2日(日)に
市役所の臨時開庁を行います**

窓口が混雑する春先、引越しや婚姻などの住民異動にともなう手続きが、日曜日にもできるように市民課を始め8課で臨時開庁します。

- 日時
3月26日(日)、4月2日(日)
8時30分～12時
- 場所
半田市役所 1階・2階
- 取扱業務
転入・転出・転居など住民異動にともなう業務(左表参照)
- 問い合わせ
市民課 ☎0632

■臨時開庁での取扱業務一覧

課名	取扱業務
市民課	・ 転入、転居、転出、世帯変更など(住民異動届)の受付 ※個人番号カード・住基カードを使用した転入はできません。 ・ 出生届、婚姻届、死亡届など(戸籍届)の受付 ・ 印鑑登録申請の受付、登録証の交付 ・ 住民票、印鑑登録証明書、戸籍証明、所得証明書などの交付
地域福祉課	・ 住民異動届・戸籍届にともなう障がい者手帳、障がい者手当、各種支援サービスに関する手続き
高齢介護課	・ 住民異動届・戸籍届にともなう被保険者資格の取得、喪失などの手続き ・ 要介護認定の受給資格証明書の交付(転出者) ・ 要介護認定の新規認定申請の手続き(転入者)
国保年金課	・ 住民異動届・戸籍届にともなう国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療、子ども医療、心身障がい者医療、母子家庭等医療の手続き
学校教育課	・ 住民異動届にともなう学区変更などの手続き
幼児保育課	・ 保育園の入園手続き
子育て支援課	・ 住民異動届・戸籍届にともなう児童手当、母子手当などに関する手続き
税務課	・ 原動機付自転車標識の返納手続き(転出者) ・ 原動機付自転車標識の交付手続き(転入者) ※廃車受付書(廃車申告済証)がある場合のみ ・ 住民異動届にともなう土地家屋に関する手続き ・ 所得証明書の交付

※その他の業務、他の市区町村などへの確認が必要な業務は、受け付けできない場合がありますので、事前に担当課へお問い合わせください。

**公共施設等総合管理計画策定のため
みなさんからご意見を募集します**

「半田市公共施設等総合管理計画」の策定にあたり、みなさんからのご意見を計画に反映させるため、計画(案)に対する意見募集を行います。

平成26年度に策定した「半田市公共施設更新計画」を改定し、企業会計関連施設やインフラも含めた更新等費用を把握したうえで、財政運営の持続可能性を明らかにするとともに、本市が保有する公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定めるものです。

**半田市公共施設等
総合管理計画(案)**

- 計画期間
平成29年度～平成72年度(44年間)
- 計画の内容
①公共施設等総合管理計画の策定趣旨
②公共施設等の現況及び将来の見通し
③公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

**意見の提出(資料の閲覧)
期間場所**

- 提出(閲覧)期間
3月1日(水)～24日(金)
- 提出(閲覧)場所
半田市役所(1階市政情報コーナー、4階企画課)、雁宿ホール、市民交流センター、図書館(本館・亀崎)、各公民館、青山記念

意見の提出方法

- 意見の提出方法
武道館、市ホームページ
意見を所定の様式に記入のうえ、閲覧場所に設置の投函箱へ直接提出するか、次の方法でご提出ください。
- ◇ 郵送 〒475-8666
半田市東洋町2-1
企画課
- ◇ FAX 2180
- ◇ Eメール kikaku@city.handa.lg.jp

意見の取り扱いについて

- 意見の取り扱いについて
提出された意見を考慮して、計画の最終案を決定します。また、意見の要旨とそれに対する市の考え方は、市ホームページに掲載するなどして公表します。
- ※意見提出用紙は、閲覧場所にあります。また、市ホームページからダウンロードできます。
- ※個別の回答はしません。
- ※賛否の結論だけを示したものとや計画と直接関係がないもの、住所・氏名の記入のないものについては受付できません。
- 問い合わせ
企画課 ☎0605